

相談を受けたときの注意点

ハラスメント被害への対応は非常に難しく、専門のカウンセラーはもちろん、状況によっては医師、法律家等の意見を必要とします。

善意で解決を急ぐあまり、問題をよく把握しないで動いたり、内輪で解決しようとして、例えば不用意に当事者同士を同席させたりするなどの対応をとることは、問題をこじらせ、被害者をさらに傷つけるセカンド・ハラスメント(二次加害)を引き起こす可能性があります。

相談を受けた場合は、関係者のプライバシー保護と適切・迅速な対応のため、相談窓口への相談を勧めてください。また、次の点に注意して対応してください。

- ① 相談者の意向をよく確かめる。
- ② 「あなたにも悪いところがあったのでは？」等の発言はセカンド・ハラスメント(二次加害)になるのではではない。
- ③ 相談窓口に行くか否かは、あくまでも本人が決めることであり、相談者の選択に関して非難をしない。
- ④ 相談を受けた日時や内容、相談者の様子、自分が感じたこと等を記録しておく、後で第三者に説明する必要が生じた時に役立つ。ただし情報の管理には十分留意する。
- ⑤ 相談内容は、本人の了解なしには決して他に漏らさない。ただし、問題への対応の仕方に関し、自分自身で心配や不安がある場合には、相談窓口にご相談することもできる。

相談の申し込み方法

- ☆ 外部相談窓口へ電話する。
(始めに「京都教区のハラスメント防止相談です」と伝えてください。)
「美構ファミリー・クリニック」
TEL 075(431)9150
(京都市上京区烏丸通下立売上る桜鶴円町376)

月・火・木・土 午前10時～午後5時
水・金 午後2時～午後8時

☆ 手紙で申し込む・・・

各教会配布の相談申込書、または当防止委員会のホームページからダウンロードした申込書に内容を記入して、当防止委員会宛(下記参照)に郵送してください。

相談者のプライバシーが侵害されたり、不利益をこうむったりすることがないように、解決へ向けての進め方を含め、本人の意思を尊重し、秘密厳守で慎重に対応します。

専任教職員、嘱託教職員、派遣社員、委託社員等のような雇用関係であっても、京都教区の関係施設に関わりを持たれている方に、防止委員会の諸規程は準用されます。どうぞご相談ください。

*ハラスメント相談窓口における相談の流れの詳細は、「なくそう!教会でのハラスメント基本編」を参照、または下記アドレスのホームページをごらんください。

相談窓口 日本聖公会京都教区 ハラスメント防止委員会

〒602-8011 京都市上京区烏丸通下立売上る桜鶴円町380
日本聖公会京都教区教務所内 ハラスメント防止委員会

URL:<http://www.nskk.org/kyoto/stopharassment/>
※「京都教区ハラスメント」で検索してください。

諸規程、相談申込み用紙、研修会等の各種情報を、ホームページに掲載しています

教職員編

なくそう!職場でのハラスメント



ハラスメントのない環境をつくっていくために

日本聖公会京都教区ハラスメント防止委員会

2016年3月改定